

群馬大学大学院教育学研究科特別聴講学生規程

平成 30. 1. 17 制定

(趣 旨)

第 1 条 群馬大学大学院教育学研究科（以下「本研究科」という。）における特別聴講学生に関する必要な事項は、群馬大学大学院学則及び群馬大学大学院教育学研究科規程に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(入学の時期)

第 2 条 特別聴講学生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。ただし、特別な事情があると認められた場合は、この限りではない。

(入学志願)

第 3 条 特別聴講学生として入学を志願する者は、所属する大学院を通じて、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 入学願書（外国人留学生の場合は交換留学制度申請書）
- (2) 成績証明書及び在学証明書
- (3) 当該大学等の長の推薦書
- (4) 健康診断書
- (5) その他必要と認められる書類

(入学許可)

第 4 条 特別聴講学生の入学は、当該授業科目の授業及び研究に支障がない場合に限り、教授会の議を経て学長が許可する。

2 入学を許可したときは、所属する大学院を通じて、本人にその旨通知するものとする。

(授業科目の履修範囲)

第 5 条 特別聴講学生が履修できる授業科目は、あらかじめ当該大学院との協議に基づき定められた範囲内のものとする。

(単位の認定)

第 6 条 特別聴講学生の単位の認定方法は、本研究科の学生の例による。

(成績証明書)

第 7 条 特別聴講学生が所定の授業科目を履修し、単位を取得したときは、所属する大学院に成績証明書を交付するものとする。

(許可の取消し)

第 8 条 特別聴講学生として不適当と認められたときは、教授会の議を経て、学長が入学の許可を取り消すことがある。

(雑 則)

第 9 条 特別聴講学生については、この規程に定めるもののほか、本研究科の学生に関する規定を準用する。

(規程の改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

この規程は、平成30年 1 月17日から施行する。